

改修項目および関連事項記載表（統合版）

項目番号：(7)	
改修の具体案（概要）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 積極的支援における支援Bの必須解除 ・ 対応する健診実施の年度で、支援Bの必須の有無を変える。データ報告日には無い。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 対応する健診が平成24年度実施 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 支援A 160ポイント以上 ◇ 支援B 20ポイント以上 ◇ 合計 180ポイント以上 ▶ 対応する健診が平成25年度実施 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 支援A 160ポイント以上 ◇ 合計 180ポイント以上 	
返戻ルール（案）等に関する意見	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 対応する健診実施の年度で、支援Bの必須の有無を変える。データ報告日には無い。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 対応する健診が平成24年度実施 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 支援A 160ポイント未満 ◇ 支援B 20ポイント未満 ◇ 合計 180ポイント未満 ▶ 対応する健診が平成25年度実施 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 支援A 160ポイント未満 ◇ 合計 180ポイント未満 	
仕様解説書における変更事項（スキーマに関する記載も可）	
解説書名、頁、行番号	具体的な記載案等
特定保健指導情報ファイル仕様説明書	<p>3.3.4 指導集計情報セクション</p> <p>3.3.4.1 セクション部仕様</p> <p>実施していない形態については、出現不要を明記</p> <p>支援Bの実施が必須では無くなっていることを明記</p> <p>3.3.5 継続支援情報セクション</p> <p>3.3.5.1 セクション部仕様</p> <p>支援Bの実施が必須では無くなっていることを明記</p> <p>表 27 支援A用 と支援B用に表を分割</p> <p>表 28 11.7 説明文を変更しA/Bをまとめて1行で記載</p> <p>3.3.5.2 支援Aまたは支援Bエントリ仕様</p>

	説明文の変更
特定保健指導情報ファイル（支払基金への実績報告用）仕様説明書	<p>3.3.4 指導集計情報セクション</p> <p>3.3.4.1 セクション部仕様</p> <p>実施していない形態については、出現不要を明記</p> <p>支援Bの実施が必須では無くなっていることを明記</p>
手引きにおける変更事項	（各団体から出されている意見）
頁、行番号	具体的な記載案等
P33	
	<p>④の「ポイント制に基づき、支援 A の方法で 160 ポイント以上、支援 B の方法で 20 ポイント以上、合計で 180 ポイント以上の支援を実施することを最低条件とする。」という記述を⇒「第 2 期・平成 25 年度の健診結果に基づく特定保健指導からは、ポイント制に基づき、支援 A の方法で 160 ポイント以上、支援 B の方法で 0～20 ポイント以上の合計で 180 ポイント以上の支援を実施することを最低条件とする。つまり、支援 A の方法だけで 180 ポイント以上でも、最低要件を満たすこととなる。」に変更。</p>
	<p>④（修正前）</p> <p>ポイント制に基づき、支援 A の方法で 160 ポイント以上、支援 B の方法で 20 ポイント以上、合計で 180 ポイント以上の支援を実施することを最低条件とする。</p> <p>（修正後）</p> <p>ポイント制に基づき、支援 A の方法で 160 ポイント以上、合計で 180 ポイント以上の支援を実施することを最低条件とする。</p>
P36:図表 15	
	<p>計算方法の変更を、図表内の「1 ページ目」タイトルに*2 として、脚注部分に*2 を加筆する。⇒「第 2 期・平成 25 年度の健診結果に基づく特定保健指導からは、支援 A の方法で 160 ポイント以上、支援 B の方法で 0～20 ポイント以上の合計で 180 ポイント以上の支援を実施することを最低条件となる。つまり、支援 A の方法だけで 180 ポイント以上でも、最低要件を満たすこととなる。したがって、本表をシステム化している場合には、ポイントの計算方法を改修しておく必要がある。」</p>
P58:③	
	実施基準とも整合を図る。

P119:②図表 50	
	P118:②図表 50 へ変更
政省令、通知等における変更事項 (各団体から指摘されている箇所)	
名称等、条項番号等	具体的な記載案等
電磁的方法により作成された特定健康診査及び特定保健指導に関する記録の取扱いについて	保健指導情報 支援 B に関する項目について、記載区分が“●”(必須入力項目)となっているものを、“★”(少なくとも保険者が委託により実施した場合は必須入力項目)に変更。
保険者が社会保険診療報酬支払基金に提出する特定健康診査等の実施状況に関する結果について	保健指導情報 支援 B に関する項目について、記載区分が“○”(必須入力項目)となっているものを、“☆”(少なくとも保険者が委託により実施した場合は必須入力項目)に変更。
健発第 0328024号 保発第 0328003号	保健指導情報 支援 B の必須解除
告示第 9 号第 2 (9) ~ (16)	計算方法の変更を加筆。
告示第九号 P4 (9)	支援 A160 ポイント以上、合計 180 ポイント以上の支援を実施することを最低条件とする。
厚生労働省告示第九号 P4	第 2-2-(9) 「支援 B の方法で 20 ポイント以上、」を除去。 「また、」より後ろの記載の要否は検討。
Q & A 等からの反映事項 (各団体から出されている意見)	
Q & A 区分、番号	具体的な反映すべき事項案等
2-①-11,15,20	計算方法の変更を加筆する。
2-④-4	「中間評価は支援 A で」と敢えて記述する必要性があるのか？ 記述の仕方に工夫を要する。
5-②-32	計算方法の変更を加筆する。